

## 公共下水道の供用及び処理開始について

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、令和7年9月16日から2週間、船橋市下水道部下水道河川管理課において、一般の縦覧に供する。

ただし、土曜、日曜、祝休日を除く。

令和7年9月16日

公共下水道管理者 船 橋 市  
代 表 者 船 橋 市 長 松 戸 徹

1. 供用及び下水の処理を開始する年月日  
令和7年10月1日
2. 供用及び下水の処理を開始する区域  
丸山五丁目5番の一部  
藤原三丁目1番の一部  
藤原六丁目6番の一部
3. 下水の処理を開始する当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位 置 千葉県市川市下妙典、本行徳及び加藤新田  
名 称 江戸川第一終末処理場  
位 置 千葉県市川市福栄四丁目32番2号  
名 称 江戸川第二終末処理場
4. 排除方法  
分 流 式

R7.10.1  
処理開始予定地域

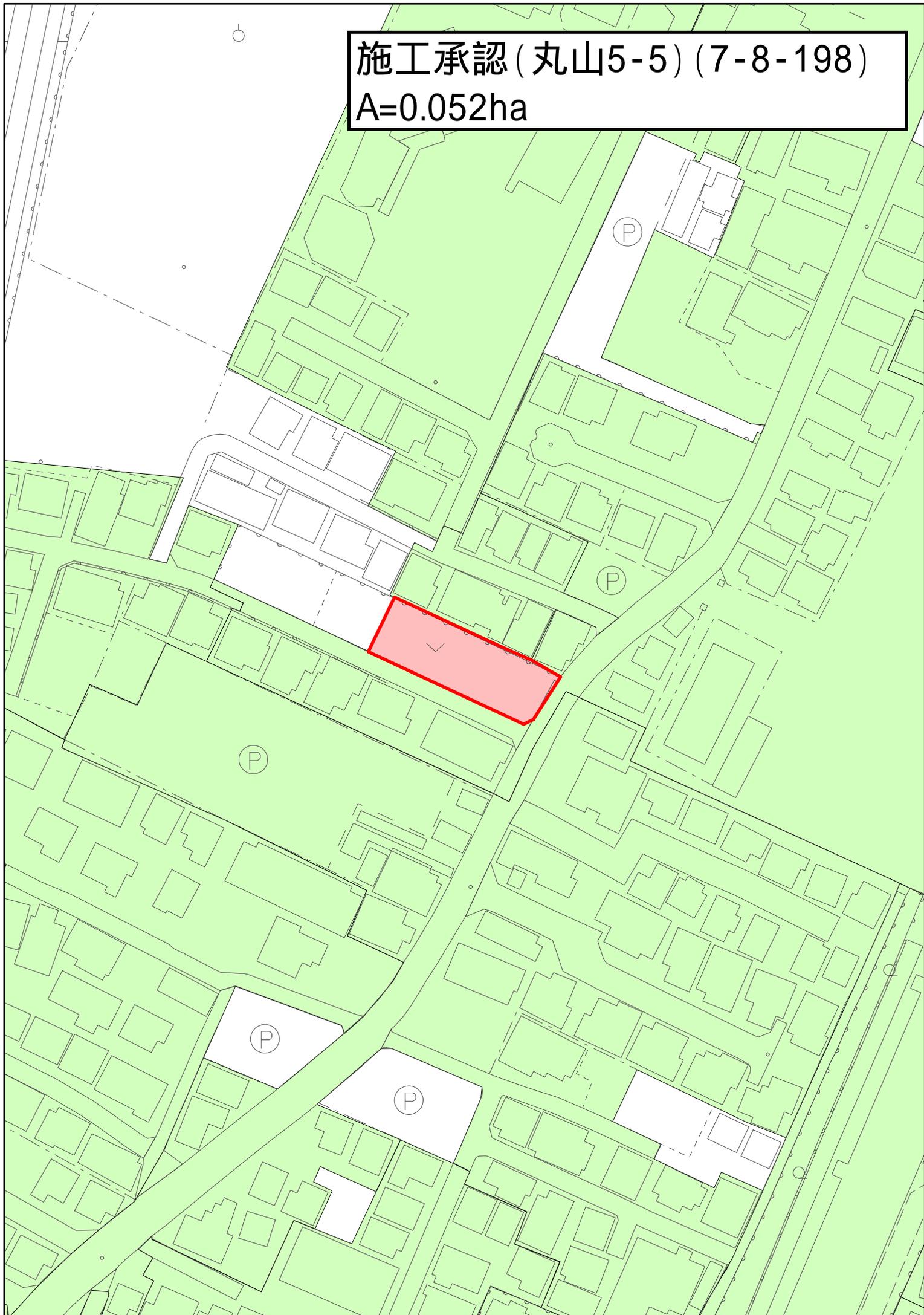
江戸川左岸処理区(分流)



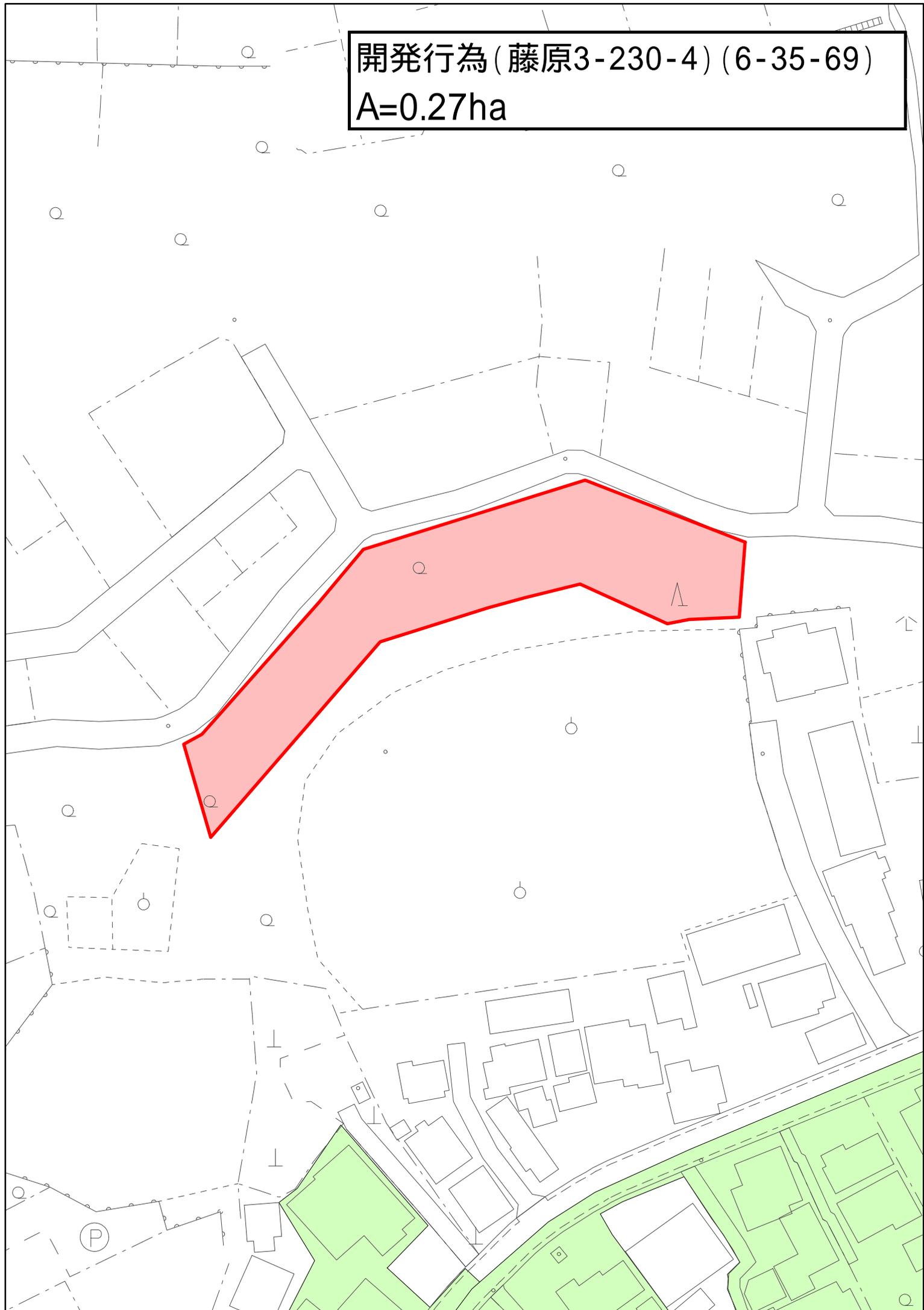
凡例  
今回告示区域

施工承認(丸山5-5)(7-8-198)

A=0.052ha



開発行為(藤原3-230-4)(6-35-69)  
A=0.27ha



公柵設置 (藤原6-6-19)

A=0.007ha

